



# 茨城県報

第 452 号

令和 5 年 (2023 年) 10 月 23 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (4 件) (障害福祉課) ..... 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (2 件) (障害福祉課) ..... 2
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (5 件) (障害福祉課) ..... 3
  - 種畜証明書の交付 (畜産課) ..... 4
  - 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) ..... 6
  - 都市計画工業団地造成事業 (第 1 期拡張地区) の決定 (都市計画課) ..... 7
  - 都市計画工業団地造成事業 (第 2 期拡張地区) の決定 (都市計画課) ..... 7
  - 下館・結城都市計画公園の変更 (都市計画課) ..... 7
  - 竜ヶ崎・牛久都市計画道路の変更 (都市計画課) ..... 8
- ( 病 院 局 )
- 病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正 ..... 8

## 告 示

### 茨城県告示第1180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0812200517	与市訪問介護	茨城県鹿嶋市宮中 290-2 SAS店舗101号室	株式会社ククナ	千葉県佐倉市鐺木 町981番地1 エ ステ・プラザ京成 佐倉駅前808号	令和 5 年 10月 1 日	居宅介護

### 茨城県告示第1181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基

**茨城県告示第1193号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画工業団地造成事業（第1期拡張地区）を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
工業団地造成事業（常陸那珂工業団地造成事業 第1期拡張地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
ひたちなか市 新光町の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

**茨城県告示第1194号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画工業団地造成事業（第2期拡張地区）を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
工業団地造成事業（常陸那珂工業団地造成事業 第2期拡張地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
ひたちなか市 新光町の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

**茨城県告示第1195号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、下館・結城都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
公園（9・5・001号 県西総合公園）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 9・5・001号 県西総合公園
    - ア 追加する部分  
筑西市 横塚字町下
    - イ 削除する部分

## 水戸・勝田都市計画 工業団地造成事業の決定（茨城県決定）

都市計画 常陸那珂工業団地 第1期拡張地区 造成事業を次のように決定する。

名 称		常陸那珂工業団地 第1期拡張地区 造成事業				
面 積		約 23.2 ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
		土地利用を考慮した適正な街区形成が図れるよう、地区内に幅員16mの区画道路を適宜配置する。				
	公園及び緑地	周辺環境に配慮し、適宜、緑地を配置する。				
	下水道	排水は分流式で行う。 雨水排水は側溝及び管渠で調整池に流入させ、流量調整後、管渠によって太平洋に放流する。 汚水排水は、企業ごとに前処理を行った後、常陸那珂公共下水道を経て、那珂久慈浄化センターに流入させ処理する。				
	上水道	上水道は、ひたちなか市水道より供給する。				
その他の公共施設	工業用水は、県央広域工業用水道より供給する。 電力は、東京電力パワーグリッド(株)の常陸海浜変電所が地区の南側約2.0kmにあり、これより受電可能である。					
宅地の利用計画	区 分		面 積	比 率	備 考	
	工 業 用 地		約 20.2 ha	87.1 %		
	参 考	道 路 用 地	約 0.7 ha	3.0 %		
		緑 地	約 1.7 ha	7.3 %		
		その他の公共施設用地	約 0.6 ha	2.6 %	公共緑地	
	合 計		約 23.2 ha	100.0 %		

「施行区域、公共施設の配置は計画図表示のとおり」

### 理 由

「ひたちなか地区」が持つ広域的な拠点性を活かし、近隣の既存工業団地と連携した一体的な工業開発を行うことにより、周辺地域のみならず、本県の産業集積を進めるため、本案のとおり工業団地造成事業を計画するものである。

[水戸・勝田都市計画 工業団地造成事業の決定 計画図]



S=1:2,500

凡 例  
常陸那珂工業団地 第1期拡張地区 造成事業区域



